

平成23年(2011)12月5日

斐川町との合併に係る「健全化判断比率」の再算定結果について

平成22年度の各会計の決算に基づく健全化判断比率等につきましては、出雲市、旧斐川町でそれぞれ既に公表されているところですが、合併後の数値を再度算定したところ、下記のとおり算定結果がまとまりましたので、報告します。

記

1. 合併後の財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」を下回りました。

	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.30%
連結実質赤字比率	—	16.30%
実質公債費比率	21.8%	25.0%
将来負担比率	236.7%	350.0%

2. 公表済みの健全化判断比率

実質公債費比率

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
出雲市	22.1	21.9	21.3
旧斐川町	24.5	23.5	22.7

将来負担比率

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
出雲市	260.5	248.1	234.8
旧斐川町	245.6	232.2	231.5

*実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれの年度も算定数値なし。

① 実質赤字比率 (再算定)

実質赤字比率とは…

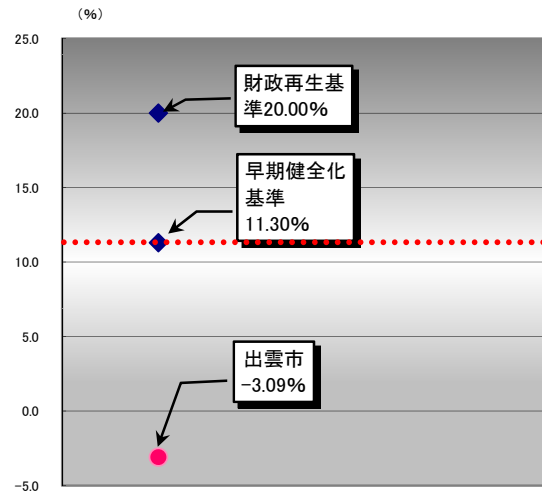
福祉、教育、まちづくり等を行う地方自治体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」で、数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

財政再生基準： 20.00 %

早期健全化基準： 11.30 %

出雲市 (合併後)： - %

(両自治体とも赤字がないため、比率としては算定されない。)



(計算式)

単位: 千円

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額: 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 (出雲市-1,278,292 斐川町-183,368)

B = 標準財政規模 (標準税収入額 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額)
(出雲市 39,635,956 斐川町 7,584,532)

【平成22年度決算】

$$-3.09 \% = \frac{(A) \quad -1,461,660}{(B) \quad 47,220,488}$$

※実質収支が黒字の場合、負の値で表示

②連結実質赤字比率(再算定)

連結実質赤字比率とは…

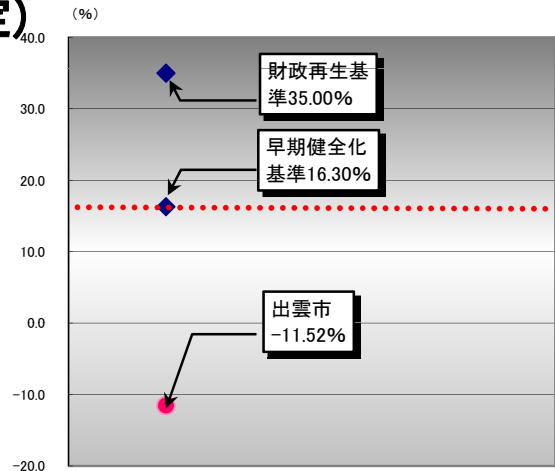
出雲市には一般会計のほかに国民健康保険事業特別会計等19の特別会計があります。その全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

財政再生基準： 35.00 %

早期健全化基準： 16.30 %

出雲市(合併後)： - %

(両自治体とも赤字がないため、比率としては算定されない。)



(計算式)

単位：千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合のその超える額

イ：一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業会計の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

【平成22年度決算】

$$-11.52 \% = \frac{(C) \quad -5,443,428}{(B) \quad 47,220,488}$$

※(C)の内訳

一般会計・特別会計(イ・ハ)		企業会計(法適・法非適)(ロ・ニ)	
会計	実質収支	会計	資金過不足額
一般会計(出雲)	-1,260,299	水道事業(出雲)	-2,162,932
一般会計(斐川)	-183,368	病院事業(出雲)	-950,708
診療所事業(出雲)	-12,782		
ご縁ネット事業(出雲)	-4,618	簡易水道事業(出雲)	-601
駐車場事業(普通会計分)(出雲)	0	簡易水道事業(斐川)	-256
住宅新築資金等貸付事業(出雲)	-593	営農飲雑用水事業(斐川)	-2,126
高野令一育英奨学事業(出雲)	0	下水道事業(出雲)	-9,828
出雲空港周辺整備事業(斐川)	0	下水道事業(斐川)	-18,555
(一般会計等)	-1,461,660	農業・漁業集落排水事業(出雲)	0
国民健康保険事業(出雲)	-706,813	農業集落排水事業(斐川)	-19,763
国民健康保険事業(斐川)	-55,308	浄化槽設置事業(出雲)	0
国民健康保険橋波診療所事業(出雲)	-1,373	風力発電事業(出雲)	0
老人保健医療事業(出雲)	0	廃棄物発電事業(出雲)	-1,017
老人保健医療事業(斐川)	0	企業用地造成事業(出雲)	0
後期高齢者医療事業(出雲)	-1,018		
後期高齢者医療事業(斐川)	-397		
介護保険事業(出雲)	-30,663		
介護保険事業(斐川)	-20,410		
駐車場事業(企業会計分)(出雲)	0		
計①	-2,277,642	計②	-3,165,786
		合計(D) (①+②)	-5,443,428

※実質収支が黒字の場合、負の値で表示

③実質公債費比率(再算定)

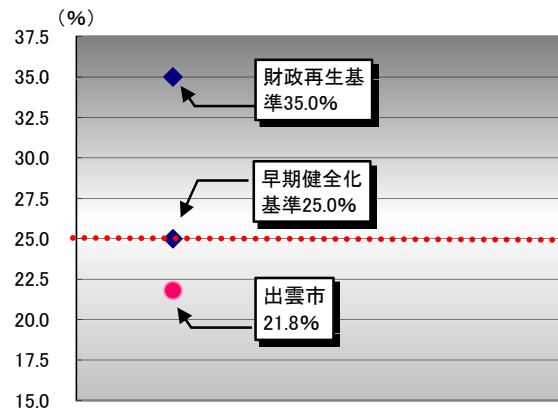
実質公債費比率とは…
借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

財政再生基準： 35.0 %

早期健全化基準： 25.0 %

出雲市(合併後)： 21.8 %

(平成22年度:出雲市 21.3% 斐川町22.7%)



(計算式)

単位:千円

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D+E) - (F+G)}{B-G} \quad \text{の3力年平均}$$

D = 地方債の元利償還金(H22 出雲 12,934,403 斐川 1,701,094)

E = 準元利償還金(イからホまでの合計額)

イ:満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ:一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ:組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ:債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの…事業用地の買戻しなど

ホ:一時借入金の利子

F = 特定財源…貸付金の元利償還金、住宅使用料、都市計画税など
(H22 出雲 708,912 斐川 64,944 内部取引分 △88,630)

* 出雲市・斐川町間の公債費負担金等内部取引額は控除する

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
(H22 出雲 8,896,993 斐川 1,619,174)

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)
(H22 出雲39,635,956 斐川 7,584,532)

【平成22年度決算】(単年度)

$$21.58124 \% = \frac{((D)14,635,497 + (E)4,487,144) - ((F)685,226 + (G)10,516,167)}{(B)47,220,488 - (G)10,516,167}$$

※Eの内訳

区分	金額	出雲市		斐川町		実質公債費比率				
イ	0	満期一括償還地方債	0	満期一括償還地方債	0	平成20年度	21.86752 %	21.8 %		
ロ	3,820,286	水道事業会計	2,102	営農飲雑用水事業会計	1,617				平成21年度	21.95536 %
		病院事業会計	141,213	簡易水道事業会計	3,058					
		簡易水道事業会計	349,200	下水道事業会計	451,515					
		下水道事業会計	1,561,965	農業集落排水事業会計	492,011					
		ハ	22,492	農業・漁業集落排水事業会計	790,156					
				浄化槽設置事業会計	21,991					
宅地造成事業会計	4,665			斐川水道水道企業団	22,492					
介護保険事業会計	793			国営土地改良分	2,286					
ニ	642,584	-	0	社会福祉法人などへの元利補給等	54,960					
		国営土地改良分	2,286	社会福祉法人などへの元利補給等	54,960					
		社会福祉法人などへの元利補給等	58,391	その他(土地改良事業負担等)	236,805					
ホ	1,782	その他(土地改良事業負担等)	207,781	一時借入金利子	1,776					
		一時借入金利子	6							
合計	4,487,144		3,140,549		1,346,595					

④ 将来負担比率(再算定)

将来負担比率とは…

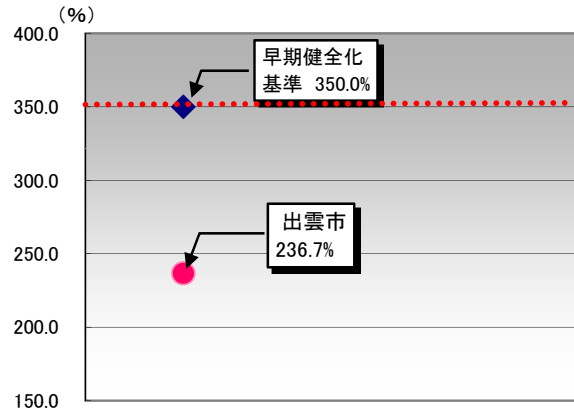
地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

財政再生基準： 0.0 %

早期健全化基準： 350.0 %

出雲市(合併後)： 236.7 %

(平成22年度：出雲市 234.8% 斐川町231.5%)



(計算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

単位：千円

H = 将来負担額(イからチまでの合計額)

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額

ホ：退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I = 充当可能基金額(上記イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金)
(出雲 8,124,957 斐川 1,700,165)

J = 特定財源見込額(出雲 6,544,842 斐川 735,864 内部取引分 △894,835)

* 出雲市・斐川町間の公債費負担金等内部取引に係る見込額は控除する

K = 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

(出雲 109,188,684 斐川 17,894,630)

B = 標準財政規模(標準税収入額+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【平成22年度決算】

$$236.7\% = \frac{(H) 230,199,991 - ((I) 9,825,122 + (J) 6,385,871 + (K) 127,083,314)}{(B) 47,220,488 - (G) 10,516,167}$$

※Hの内訳

区分	金額	出雲市		斐川町	
イ	142,170,558	地方債残高	128,380,675	地方債残高	13,789,883
ロ	6,334,392	国営土地改良事業に係るもの	11,427	国営土地改良事業に係るもの	356,578
		依頼土地の買戻しに係るもの	84,209	依頼土地の買戻しに係るもの	1,168,490
ハ	71,269,819	社会福祉施設等整備費補助金	536,813	社会福祉施設等整備費補助金	103,061
		その他(団体営土地改良事業ほか)	1,227,390	その他(団体営土地改良事業ほか)	2,846,424
		病院事業会計	2,484,438		
		水道事業会計	18,914	営農飲雑用水事業会計	18,223
		簡易水道事業会計	5,095,078	簡易水道事業会計	20,541
		下水道事業会計	32,536,459	下水道事業会計	7,100,980
		農業・漁業集落排水事業会計	16,694,234	農業集落排水事業会計	6,884,965
浄化槽設置事業会計	415,182				
ニ	107,807	介護保険事業会計	805		
ホ	10,178,574		0	斐川水道水道企業団	107,807
ヘ	138,841	退職手当負担見込額	8,542,885	退職手当負担見込額	1,635,689
ト	0	制度融資に係る損失補償	26,557	斐川町土地開発公社に係るもの	112,284
チ	0		0		0
合計	230,199,991		196,055,066		34,144,925

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	診療所事業会計				
		ご縁ネット事業会計				
		駐車場事業会計(普通会計分)				
		住宅新築資金等貸付事業特別会計				
		高野令一育英奨学事業会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		国民健康保険橋波診療所事業特別会計				
		老人保健医療事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
		駐車場事業会計				
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計				
		病院事業会計				
	公営企業に係る会計 法非適用企業	簡易水道事業特別会計				
		下水道事業特別会計				
		農業・漁業集落排水事業特別会計				
		浄化槽設置事業特別会計				
		風力発電事業特別会計				
		企業用地造成事業特別会計				
		廃棄物発電事業特別会計				
		一部事務組合・広域連合	島根県市町村総合事務組合			
島根県後期高齢者医療広域連合						
第三セクター等	出雲市土地開発公社					
	第三セクター等					